

〈研究ノート〉

「宮古農民弾圧事件」と騒乱罪

小林 武

目 次

はしがき

I 琉球政府期の宮古島における民衆運動史の概要

- 1 沖縄戦後の宮古の出立
- 2 民衆運動のいくつかの場面
 - (1) 労働運動
 - (2) 祖国復帰運動
 - (3) 平和運動
 - (4) 農民運動

II 宮古農民弾圧事件の経過と本質

- 1 事件と裁判の経過
 - (1) 概要
 - (2) 事件当日の状況
 - (3) 10年間の裁判運動の教訓
- 2 事件の本質と裁判勝利の意義

III 騒乱罪適用の問題性

- 1 沖縄で最初の騒乱罪適用
- 2 騒乱罪の構造と危険性
- 3 騒乱罪の解釈にかんする一審と控訴審の間の懸隔

むすびにかえて——〈宮古人頭税廃止請願運動〉の教えるもの

はしがき

「琉球政府」の時期、沖縄の祖国復帰運動が大きくなうねりとなっていた1965年に、宮古島において、農民を主体とした製糖会社合併反対運動がおこなわれた。公権力側は、これを宮古島農民暴動ととらえて、「騒乱罪」（当時「騒擾罪」）を、沖縄では初めて適用して弾圧したが、10年に及ぶ裁判闘争の結果、控訴審で騒乱罪にかんしては無罪とする判決が出された。農民側の見事な勝利であった。この、農民の側から「宮古島農民弾圧事件」と名付けられた事件は、それゆえ、戦後宮古の民衆運動史において「特筆」すべきもの⁽¹⁾とされる。

筆者は、宮古島の農民による人頭税廃止を求めた請願運動をテーマとした前稿⁽²⁾で、その民衆運動の成功の大きな意義を論じた上で、その後の宮古にかんして次のように述べて稿を結んだ。——「人頭税に替わる土地整理により、沖縄は本土の資本主義経済の中により強く組み込まれ、また皇民化・日本国民への同化の波に曝されていく。宮古が、こうした人頭税廃止後の歴史をどのように見たかを描くことが、『沖縄憲法史』研究の今後の課題となる。」と。それで、本来なら、人頭税廃止後、20世紀に入って以降の宮古史を、大づかみにせよ捉える仕事が求められるのであるが、いまそれを果たす余裕がなく、民衆運動史に絞り、その中で農民弾圧事件をとりあげることにした⁽³⁾。その際、騒乱罪が、表現の自由を正面から威圧するものであるところからも、精々、憲法の観点に立った検討をしたいと思う。そして、そのことによって、この小稿が私の沖縄憲法史研究の一構成部分となりうるなら幸いである。

本稿は、筆者の非才と相俟って、研究の作業が学年末の倉皇の時期に遭遇したため、粗略なデッサンに終わったことをおわびしておきたい。では、以下、まず、事件の背景史をかいつまんで述べることから始めよう。

I 琉球政府期の宮古島における民衆運動史の概要

1 沖縄戦後の宮古の出立

まず、宮古島農民弾圧事件の位置を明らかにするために、同島における民衆運動について概述する。この事件の発生は1965年であるが、沖縄戦について、本稿の主題の考察に必要な限りで素描しておこう。

沖縄戦は、米軍による1945年3月26日の慶良間占領、ついで4月1日の読谷村海岸からの上陸で始まり、6月上旬の沖縄本島全体の制圧によって帰趨が決し、同月23日には組織的戦闘の終結が宣言された。そして日本本土では、8月15日に天皇の終戦放送がなされた。しかし、沖縄では日本軍の非組織的な戦闘と米軍の掃討作戦はなお続き、少なからぬ住民は米軍と日本軍の双方から逃げ惑う状況が9月まで続いた。沖縄本島を中心とする島々には「8月15日」はない、といわれるゆえんである。それは、沖縄が、日本固有の領土のうち人の住む土地において地上戦がおこなわれた唯一の地であることから生じた状況である。沖縄では、ある人は自決寸前で、ある人は山中をさまよっているときに米兵に銃口を突きつけられて捕虜となり、またある人は銃撃を受けて人事不省のまま捕虜収容所に運び込まれて意識を回復したときが、それぞれにとっての、百人百様の、いずれにせよ死と隣り合わせの敗戦の日なのである⁽⁴⁾。

それとひきかえ、宮古の敗戦は、3万余の陸海軍と同居して、連日米軍の空襲に曝され、艦砲射撃を受け、飢えとマラリアにさいなまれたことでは沖縄本島と共通するが、直接米軍の占領を受けなかったこと、爆撃は基本的に8月15日に終焉したこと、また軍への奉仕活動が続けられていたことなどの点で、かなり本土に近いものがあったとされる⁽⁵⁾。したがって、戦火で沖縄県庁が壊滅した後も、その出先機関である宮古支庁はじめ、宮古在の各官庁は一応機能しつづけていて、直接政府から指示を受け、あるいは指示を仰いでいた。本土との関係は、12月8日に米国の軍政が敷かれるまで続いていたのである⁽⁶⁾。筆者は、ニミッツ布告によって日本帝国の行政権・司法権の停止が宣言され、帝国政府はそれに国際法上対抗していないことをもって、大日本国憲法の沖縄へ

の適用が遮断されたと考えてきたが⁽⁷⁾、ここに重要な例外が存在していることを知り、注目したいと思う。

2 民衆運動のいくつかの場面

さて、宮古における民衆運動を、琉球政府期を中心にして取り上げるとき、先行の文献は、それを、ほぼ、労働運動、祖国復帰運動、平和運動そして農民運動などの場面を設定して叙述しており、本稿もそれに倣うことにしよう。

(1) 労働運動

宮古では、1946年、民主化の動きの中で、3月に宮古土建労働組合、9月には宮古教員組合などが結成された。しかし、多くの組合が解散させられ、宮古に労働組合が再生するのは7年の空白を経た後であった。

琉球政府が発足した1952年、沖縄本島ではメーデーがおこなわれ、翌53年、立法院は、労働三法（労働基準法、労働組合法および労働関係調整法）を制定した。その施行にともなって、宮古でも、労働組合がつつぎと結成され、54年、宮古砂糖容器製造職人労働組合が結成され、また、地区教職員会としての宮古教職員会は労働組合法による教職員組合に改組された。同時に、これに対して米軍は弾圧を加えた。この年のメーデーにあたって、米国民政府新聞課は、「メーデーはカール・マルクスの誕生日であるから」という珍妙な理由を付けて、共産党員以外は参加すべきでないとの勧告を出した。これを受けて、大手企業は、参加者は解雇すると従業員に警告し、また、社会大衆党や沖縄教職員会は参加を取りやめた。米軍の共産主義攻撃は功を奏していたのである。

しかし、1955年には、タル工（砂糖容器製造職人）組合の賃上げを求める長期ストがあり、翌56年、宮古陸連、平良港湾、宮古印刷、平良市一般などの各労働組合が誕生した。翌57年に、宮古全通信労働組合の結成、印刷労組による年末一時金要求のストがあり、平良市職員労働組合、丸友・宮古中央倉庫の労働組合が結成され、そして、宮古労働組合連合会の設立を見た。58年には、宮古地区政府職員労働組合が結成されている。60年に入ると、沖縄県祖国復帰協議会が発足し、民主団体や労働組合の動きが活発になった。宮古で

も、全宮古島統一メーデーがもたれ、大衆運動が、土地問題の一応の終結の中で停滞していた時期を脱して勢いを取り戻したことを告げた。

1961年、沖縄本島では、全沖縄労働組合連合会が結成されたが、その後、労働戦線の分裂がもたらされた。しかし、宮古では、労働者は統一して行動し、また農民との連帯を強め、64年には、減税要求宮古地区労農共闘会議という労農統一戦線が築かれた⁽⁸⁾。——こうした動きが、65年の農民弾圧への反対闘争の背景をなしているのである。

なお、この時期の宮古の労働運動の中で大きな意義をもつものとして、1964年の「水道布令反対運動」がしばしば挙げられる⁽⁹⁾。すなわち、宮古の政治についても実権を握っていたのは米軍の高等弁務官であったが、この年の5月14日、住民の日常生活に死活のかかわりをもつ上水道につき、キャラウェイ高等弁務官は、布令54号「宮古島用水管理局の設立」(水道布令)を発し、その直接支配に乗り出した。

これに対して、同年6月、労農共闘会議主催の郡民大会は、布令の撤廃を要求し、その決議文を高等弁務官、琉球政府、立法院、各政党に手交した。同年9月、市政刷新市民大会がもたれ、水道布令に歓迎の姿勢をとった真栄城徳松市長の退陣要求などを決議した。こうして、一般市民の関心が高まり、労農共闘の立ち上がりも目覚ましく、粘り強い運動が展開された。そうした中で、翌65年、占領支配を市民の生活の中核についてまで強化しようとするこの布令は、撤廃され、民立法にもとづく宮古島水道組合が設立された。なお、その後、72年の復帰にともない、この組合は宮古島水道事業団となっている。

(2) 祖国復帰運動

1952年、琉球政府が発足(4月1日)し、講和条約が発効(4月28日)した当時、祖国日本への復帰の願望の表現は自由にできた。民政長官リッジウェイは「君たちの祖国」という言葉を用いていたという。講和発効と同時に「集成刑法」が改正され、政治的意味のともなわない限り個人の家屋や私的会合での「日の丸」の掲揚が許されるようになった。それを背景に、沖縄教職員組合は、児童生徒に「私たちの祖国は日本である」ことを認識させるために、各戸に

「日の丸」を掲げる運動を展開した。

1953年には、沖縄本島では「沖縄諸島日本復帰期成会」が発足し、県民総決起大会を開いて、平和条約3条の撤廃と完全復帰を決議した。宮古でも期成会がつくられ、十分には大衆に根を下ろしてはいないものの、宮古教職員会が臨時総会を開いて「沖縄の即時完全復帰」を決議するなどの動きがあった。

しかし、1954年になると、米国民政府による復帰運動に対する攻撃が始まって、復帰期成会会長の屋良朝苗（沖縄教職員会長）が会長職を双方とも辞任する事態となり、復帰期成会は、自然消滅した。ここで、復帰運動は、停滞の局面に入った。この時点までが、初期の祖国復帰運動であるとされる。

1958年、原水爆禁止沖縄県協議会が結成され、その主催で、翌59年には祖国復帰促進県民大会が開かれた。こうした中で、祖国復帰運動の統一と再構築を求める声が高まり、60年に、沖縄県祖国復帰協議会が結成された。それには、社大・人民・社会の3党のほかに、教職員会、労働組合、青年、学生、婦人団体など7つの組織が参加した。これに呼応して、宮古では、教職員会、官公庁関係労働組合、青年会等によって、沖縄県祖国復帰協議会宮古連合支部が設立され、その大会宣言には、「対日講和条約第3条の廃棄又は権利の放棄による沖縄県の祖国への完全復帰を期す」と謳われていた。

復帰協宮古連合支部結成以降、講和条約発効日である4月28日は、沖縄における復帰運動総決起の日として、毎年「祖国復帰要求県民大会」が開かれるようになった。63年の当日は、それまでにない盛り上がりの中で、「沖縄解放」を掲げる宮古郡民大会がもたれた。北緯27度線上では、海上集会がはじめておこなわれ、「沖縄を返せ」の歌が響く中で沖縄と本土双方の人々が連帯の強い意思を示した⁽¹⁰⁾。こうした積み重ねに支えられて、その後、「72年復帰」までさまざまな運動が展開されるのである。

(3) 平和運動

1954年、アメリカのおこなったマーシャル群島ビキニ環礁での水爆実験で、焼津の漁船第五福竜丸が死の灰を浴び、乗組員23人が被曝症状を起こし、そのうち1人が亡くなった。この事故は、世界中に大きな衝撃を与えた。沖縄で

は、立法院に、「原水爆禁止と原水爆基地反対決議案」が人民党によって提案されたが、米国民政府は人民党攻撃を強めており、この決議は提案者の他には賛同する者がなく、否決されてしまった。

原水爆禁止を求める運動は急速に広まり、1955年、第1回原水爆禁止大会が広島で開かれ、また原水爆禁止日本協議会が結成された。宮古でも、これと呼応した動きがみられた。58年には、沖縄本島で、原水爆禁止沖縄県協議会が結成され、翌59年、祖国復帰促進県民大会を主催するなど、復帰協の生まれる前の時期に大衆運動の促進役を果たした。宮古では、61年に、原水爆禁止沖縄県協議会宮古支部（宮古原水協）が結成され、その後宮古の平和運動を支え続けた。

1968年、米軍のB52戦略爆撃機が台風避難の名目で嘉手納基地に飛来し、その後常駐して、ベトナム爆撃をおこなうようになった。その中で実施された初の首席公選の選挙で、革新共闘の屋良朝苗が当選した（11月11日）。その直後（同月17日）、B52機が離陸に失敗して大爆発を起こした。核爆弾が貯蔵されていると目されている知念弾薬庫付近でのこの事故は、県民を恐怖のどん底に陥れた。嘉手納村では、その日のうちに抗議村民大会が開かれ、また、翌月、B52撤去・原潜寄港阻止県民共闘会議（「生命を守る県民共闘」）が結成された。宮古においては、翌69年1月に、「生命を守る宮古地区共闘会議」が誕生している⁽¹¹⁾。

平和運動の重要な一環をなすのは、下地島パイロット訓練飛行場誘致反対運動である⁽¹²⁾。1969年1月、伊良部村の下地島に3000mの滑走路をもつ大型ジェット機発着陸のパイロット訓練飛行場を建設する計画が持ち上がった。宮古原水協は、これに対する反対を表明し、公開質問状を琉球政府主席に送付した。同年8月には、飛行場反対の村民大会が開かれ、翌70年の村長選挙では、飛行場誘致反対の候補が当選し、村議会もそれまで誘致を求めていた立場を撤回することを決議した。

誘致を貫こうとする琉球政府に対して、宮古原水協と下地島の地主らは、反対直訴をおこない、また伊良部村内行進を実行した。誘致派はこれを妨害し、さらに、宮古原水協理事長への襲撃事件が起きる中で、1971年8月、政府（総

務長官・運輸大臣) から、下地島飛行場を自衛隊に使用させない旨の「念書」が屋良主席宛に公布された。——こうして、飛行場誘致に反対する伊良部村民、宮古原水協、復帰協宮古支部など、民衆の統一した運動によって、空港の政府直接管理は阻止され、復帰後、「県営空港」として発足することとなったのである。

(4) 農民運動

沖縄、また宮古における多くの農民にとっては、砂糖キビ価格は死活の問題であるが、1962年、砂糖キビ価格引き下げに反対する運動が起こり、全沖縄キビ代値上げ農民協議会連合会(全沖農)が結成された。宮古では、全沖農支部が、城辺町を皮切りに、上野、下地、平良とつぎつぎに生まれ、それらによって全沖農宮古地区協議会が発足した。そして、製糖会社との団体交渉がもたれ、キビ代の引き上げに成功した。

農民運動は力を強め、同年9月の城辺町長選挙では、農民とともに闘った社大党の友利隆彪を当選させた。

1963年の大干害は、キビの反当収量を落ち込ませ、宮古の農民は、出稼ぎや失対事業、水道工事の穴掘りにと生活の糧を求めた。窮状の打開を求める「危機突破宮古郡民総決起大会」は、「職よこせ食よこせ」と決議している。

1964年は、台風の襲来もなく降雨も順調であったが、貿易自由化の政策で、キビ代値下げが打ち出された。これは、農民にとって許せないものであり、生産費所得補償方式によるキビ価算定を要求する運動を始めた。この状況をめぐって、米国民政府は、琉球政府に企業の合理化を迫った。それは、企業の統合を進めることであり、企業の統合は産業支配を容易にする点で占領行政の目的と合致したのである。糖業では、製糖会社の合併を推し進めることであった。

これに対して、全沖農は強く反対した。戦前、沖糖一社の独占の中で、キビを買いたたかれ負債のかたに土地をとられるものも出るという悲哀を経験している宮古の農民は、問題の本質を見抜いていたのである。1964年6月、復帰協支部・宮古労農共闘主催の主席公選・自治権拡大要求・大型製糖工場合併反

対郡民大会を開き、同年7月には農民代表が立法院に働きかけた。それに応えて、立法院も、製糖会社合併勧告を撤回するよう決議した。しかし、琉球政府は、キャラウェイ高等弁務官命令に従って、宮古の3製糖会社の合併を押し付ける方針を変えなかった⁽¹³⁾。

こうした状況下で、農民の抵抗運動に対する弾圧事件が生じるのであるが、それについては項を改めて述べることにしよう。

Ⅱ 宮古農民弾圧事件の経過と本質

1 事件と裁判の経過

(1) 概要

宮古島の農民弾圧事件（運動の呼称としては、「製糖会社合併反対闘争」あるいは「製糖工場合併反対闘争」などが用いられている）は、一方の側からは「農民暴動事件」と呼ばれ、また、農民の行動についても「農民騒動」と称されることがある。こうしたことは、民衆運動の評価をめぐってはしばしば生じる事柄であるが、筆者は、農民の抵抗権行使に対する権力による弾圧事件ととらえるのが正しいであろうと考え、本稿での呼称は、そうした認識に即したものをを用いている。さて、まず、この事件の経過を、ひとつの標準的な解説⁽¹⁴⁾にもとづいて叙述しておこう（なお、この解説は「騒動」という観方をしていることに留意しておきたい）。

この解説はいう。——1965年6～7月、経営不振にあった宮古製糖(株)・伊良部製糖(株)・宮多製糖(株)三社の合併問題に端を発した騒動。三社は、琉球政府の勧告を受け、開発金融公社の融資を条件に合併の計画を進めた。宮古の農民は、この計画が製糖会社の一社独占につながるとして強く反対し、宮古支庁村長会・議長会・農協長会・農民協議会の四者で「キビ代獲得製糖会社合併阻止四者協議会」を組織し、製糖会社合併反対運動を展開した。同年6月25日、宮古製糖(株)が株主総会を開き、三社の合併承認を求めようとしたのに対し、農民協議会は数千人の農民を動員して反対集会をもち、開会を阻んだ。株主総会は、警官隊の護衛で開会されたが、合併承認は仮決議にとどまった。

本決議のための株主総会は、7月24日午前9時に平良市内の琉映館、沖映館で開かれることになり、それを阻止しようとする農民は、前夜から泊まり込んで7000人でピケを張った。これに対して、宮古警察署は、警察本部から派遣された機動隊の応援をえて警備にあたった。午前10時30分ごろ、総会の主会場となった琉映館前で、ピケを張った農民とそれを排除しようとする宮精職員および警察官が衝突、投石騒ぎとなり、負傷者20数人が出る事態となった。群衆の力に圧されて琉映館に閉じ込められた警察官は、午後3時35分ごろ脱出したが、群衆の一部が警官隊を追って宮古署近くまで押しかけるなど緊迫、警官隊は市場通りでカービン銃を発砲して鎮圧した。

この事案で、農民活動家8人が騒擾罪容疑で逮捕され、そのうち7人が宮古巡回裁判所に起訴された。1972年4月17日、一審の那覇地裁平良支部は、沖縄で初めて騒擾罪を適用し、全員有罪とした。被告側の控訴をうけ、1975年5月10日、二審の福岡高裁那覇支部は、原審の判断を破棄して、騒擾罪にかんする部分については全員無罪とし、2名のみを他の罪名で執行猶予付き有罪とした（1名については公務執行妨害罪・傷害罪、懲役3月・執行猶予1年。もう1名については別件の傷害罪、懲役10月・執行猶予2年）。検察側は上告を断念し、控訴審判決が確定した。

——以上が、この解説による事件の概要である。これを参照しつつ、以下検討を加えておこう。

(2) 事件当日の状況

7月24日の農民の行動に対して適用された騒擾罪（現行刑法106条の「騒乱罪」）は、多衆で集合して暴行または脅迫をした者を処罰する罪であるが、この騒擾罪適用に至った状況を知っておきたい。

たとえば、「宮古農民弾圧事件を語る会」が事件50年にあたって出した声明⁽⁴⁵⁾によれば、次のごとくである。

——開会予定時刻の午前9時には、会場付近に報道では株主農民3000人のほか、全宮古郡下から1万人が結集していた。10時半、会社側は、四者協代表との団体交渉を申し入れてきた。その矢先、警官隊71名が隊列を組

「宮古農民弾圧事件」と騒乱罪

んで会場に押しかけてきた。入り口付近で総会に参加するため待機していた農民株主に警棒を振りかざしたのである。この場面を目撃した人は、「いかに宮古のこととはいえ、無抵抗の農民にいきなりこん棒で殴り掛かった警察官の態度はあまりにもひどいと思った」と証言している。

集まった農民や労働者の激しい抗議を受けて、警察隊は宮古警察署に逃げ帰った。宮糖の社長は、四者協との団体交渉の席で、「合併は取りやめる。総会も取りやめる」ことを固く約束した。合併阻止を勝ち取った四者協の農民・労働者は、上野農協広場に移動して、総括大会を開いた。正当な要求と行動、統一と団結の力で合併阻止を勝ち取ったことを確認し合って解散した。

ところが、農民でない未成年者や通りがかりの人など、四者協とは直接かわりのない人たちと警察隊が衝突、警官はカービン銃を持ち出して発砲、そのために周囲の商店街は騒然となったのである。警察本部からは、完全武装の機動隊が米軍用機 C-130 で運ばれてきた。当日逮捕されたのは、農民でない未成年者や通りがかりの人など26名で、すべて保釈された。しかし、この7月24日の製糖会社の合併反対闘争から1か月後、警察は、7名の農民運動活動家を逮捕し、40日間拘留した。そして、「騒擾罪」で起訴したのである。

この経過について、顧問弁護士のレポート⁽⁴⁶⁾は、より詳細である。

——「7月24日午前5時、会社側は、受付準備と称して総会場入り口付近に円陣を組んで座り込み、農民株主の入場を阻止する構えにでました。農民株主は、受付準備に来たのなら直ちに入场受付をし、総会場に入れるよう要求したのですが、会社側警備員が、実力をもって排除しようとしたので、農民株主は、これは明らかにわれわれ農民株主の入場を阻止し、農民の声を塞ごうとするものであると感じ取り、ただちに反撃し、会社側の露骨なやり方に対し抗議すると同時に、会社側警備員に対しても、『合併反対、キビ代値下げ反対に君たち労働者も立ち上がるべきではないか』と訴えました。この農民の声に押された会社側警備員は、戦意を失い、すすごとその場を退散しました。

農民は、会社側の再度の来襲に備えて、総会場入り口に座り込みをはじめ

たのですが、案の定、午前9時ごろになると新たな会社側警備員一隊が、総会場入り口に向かって突進してきました。しかし、この一隊も、農民の固いスクラムを打ち破ることができずに退散しました。

そのころすでに農民の虚を突いて会場裏口から館内に入り込んでいた会社役員数名は、午前9時に3階の館主の部屋で総会の開催を宣し『合併』決議の採択を強行しました。会場外に結集した約2,000名の農民大衆は定刻を1時間過ぎても、一向に総会が開かれる気配がないのに不審を抱き、これはおかしい、何かあるぞと感じ、館内に入り、会社社長をさがしはじめたところ、館主の部屋に社長はじめ専務ら会社幹部がいることを発見したので、その場で直ちに『合併反対』『総会取り止め』を求めて団交に入りました（この団交の直前に、社長は警察に電話を入れ『不法監禁されているから救出してほしい』と要請しました。しかし、その時点では、社長は農民に発見されたばかりでした）。

会社側は、団交の席上で、四者協の幹部と話し合いをしたい旨申し入れをしてきたので農民はこの要求を容れて、四者協の幹部を呼びにやりました。ところが四者協の幹部が会場に到着する直前、警棒で身を固めた72名の警官隊が隊伍を組んで会場前に到着し（社長発見から警察隊到着までわずか10分しかかかっていません）何らの警告を発することもなくいきなり警棒を振りかざして会場前道路上で待機していた農民大衆に襲いかかり暴行の限りをつくしたのです。

このいわれない暴力に怒った農民大衆は、投石をもって反撃したのです。この農民大衆の怒りの反撃に驚いた警察官は、自ら総会場入り口の玄関ドアガラスをたたき割って館内に飛び込んで退避しました。

そのような衝突はわずか10分程度で終わり、四者協と会社側の団交が館内で始められました。四者協の幹部と会社側の幹部との団交は整然として行なわれ、館内の警察官も黙って成り行きを見守っていただけでした。もっとも、この間も館外の農民は警官の姿が見えると石を投げるといふ散発的な投石行為はありましたが、全体としてみれば、警官隊や会社幹部が館外へ脱出できないほどの激しい投石はありませんでした。

ところで、警察権力をバックに『合併』決議を強行しようとした会社側は、農民の道理ある説得には勝てず、午後4時に至って遂に『合併取り止め』、『総会取り止め』の誓約書をひにくなことにも頼りにしていた警察隊の見守る中で書かざるをえない羽目になったのです。

『合併取り止め』『総会取り止め』の勝利を勝ちとった農民は、この闘いの総括をするために、上野農協前広場に移動を開始しました。そのとき館内より宮古署に引きあげる警察隊に対して、農民の一部から若干の投石がありましたが、警察官が何を血迷ったのかカービン銃をもちだして発砲しはじめたのです。これが『騒擾』の実態です。」

——もっとも、これらは農民の行動を支援する側の筆によるものであるが、本事件の控訴審判決の認定とも一致しており、微細な部分については筆者には検証することができないにしても、事実を語るものと考えてよいであろう。

(3) 10年間の裁判運動の教訓

この事件は、騒擾罪での逮捕・起訴から、一審判決まで7年、控訴審無罪までには10年の歳月を閲している。その間、7人の農民活動家は「被告人としての汚名を背負って言語に絶する精神的あるいは経済的に苦闘の生活を強いられた」⁽¹⁷⁾のであるが、第一審の宮古巡回裁判所の公判では、多い時には2000人余の傍聴者が集まり支援した。そして、労組、民主団体等は、全沖農宮古地区協議会を中心に、「宮古農民弾圧対策協議会」を結成し、法廷闘争を中心に被告団の支援活動をつづけた。同時に、宮古の復帰協や原水協など民主団体は、郡民総決起大会をはじめ各種集会のたびに、製糖会社の合併反対および農民弾圧事件勝利を「祖国復帰」運動の一環として支援した。それが、無罪判決を勝ち取る大きな要因の一つとなった⁽¹⁸⁾ことは疑いのないところである。

裁判運動において、法廷内外の結合は決定的に重要であるが、この点で、顧問弁護士が貴重な回顧を残している⁽¹⁹⁾。すなわち、第一審では、弁護団は、裁判所の反動性についての甘い観方から、騒擾罪は成立しないものと誤信して、大衆的裁判闘争を軽視していたとされる。「法定外活動を等閑し、すべて被告

団や救援組織である弾圧対策協議会任せになったため、運動は広がらず、また、弁護団のこのような態度は、被告団にも微妙に影響し、法廷内闘争はすべて弁護団任せという風潮をかもした結果とも」になった、というのである。これへの反省に立って、第二審では弁護団を再編強化し、被告団も学習討議を重ねた。その結果、宮古農民が勝ち取った「合併反対」闘争勝利をふまえ、宮古郡内はいうに及ばず県内の各階層に支援を呼びかけ、無罪要求署名、カンパ運動を全県に精力的に取り組んだ。それによって、「無罪を勝ちとる会」が組織され、県内の労組・民主団体、政党も支援に立ち上がり、裁判運動が本格的な大衆闘争として盛り上がった。控訴審での勝訴、上告断念は、まさに大衆に支えられた闘争のたまものである、とされるのである。

2 事件の本質と裁判勝利の意義

宮古農民弾圧事件の位置づけを探るとき、「祖国復帰運動」との関係が強調される。

すなわち、1950年9月、4群島（奄美・沖縄・宮古・八重山）の各知事選挙をとおして顕在化してきた沖縄県民の、日本国憲法への復帰の願望は、極東の要石として軍事基地の永久保有を企図する米軍の「銃剣とブルドーザー」による強制土地接収に抗して、4原則貫徹（一括払い反対・適正補償・損害賠償・新規接収反対）の「島ぐるみ闘争」をへて、60年代の復帰協を中心にした壮大な「祖国復帰運動」へと発展した。全国各都道府県には「沖縄・小笠原返還同盟」が結成されて沖縄返還に取り組み、アジア・アフリカ人民連帯会議は、沖縄・小笠原を分断した屈辱の日、〈4.28〉を「沖縄デー」と決議して、沖縄返還＝祖国復帰運動は、国際的な連帯のもとで展開された。こうして高揚する県民の運動を抑え込むために、米国は、沖縄にとって自治権は神話にすぎないと一蹴して専制支配を継続しつつ、経済面ではアメリカの国家資本による開発金融公社を設立して産業支配を強化した。宮古でも、基幹産業である製糖について、「振興5か年計画」を策定させ、製糖会社の合併を押し進めたのであり、ここに問題の本質がある⁽²⁰⁾。したがって、これに対するたたかいは、「キビ作農家の生活を守るとともに、島ぐるみ復帰運動への発火点としての歴史的意義を持

つ」⁽²¹⁾といえるのである。

それゆえにまた、裁判の勝利には、きわめて高い評価が与えられている。すなわち、「この裁判の成果は戦後の異民族統治下における農民運動史に特筆すべき農民勤労大衆の完全勝利」⁽²²⁾であるといわれ、同じく、「この農民闘争の勝利は、その秋の立法院選挙での、宮古群島での友利革新統一候補の勝利、米民政府による当選無効の失格宣言とその敗訴、裁判移送…に対する世論の憤激、布令撤廃、主席公選、国政参加選挙、島ぐるみの復興運動の高揚」をもたらした「偉大な歴史の1頁」を形づくっている⁽²³⁾、とされるのである。また、1985年刊行の市史の中でも、「この闘争は一部市町村長の統一戦線からの離脱があったものの、農民と組織労働者の連帯のなかから、労農共闘の力を立証する契機となった」⁽²⁴⁾と記されている。

加えて、一審判決から控訴審判決の間に復帰がはさまれていることを反映して、後者の直後1975年5月21日になされた決議⁽²⁵⁾は、控訴審判決について、「『琉球政府』の機構の一部であった原審裁判所が、米日支配権力におもね、被告たちの『騒擾』以前の行為を指して『騒擾罪』を認定するなど、検察側と一体となった矛盾だらけの植民地裁判・占領判決に対する、福岡高裁の当然の判断である」と評価している。また、同じく復帰を背景にして、上記決議の2日後5月23日に、日本国憲法への認識を明示した声明⁽²⁶⁾が出されている。すなわち、「〔警察権力が騒乱罪をデッチ上げたことは、〕生活権を保障した平和憲法の下ではとうてい許すことのできない警察権力の対応である。このような農民の正当な行為を『騒乱罪』に仕立て上げることは、法と正義の名に於いて許されるべきものではない。本件が控訴審に於いて無罪の評価を下されたことは、むしろ当然であり、働く農民、全県民の闘争の勝利である」というものである。

結局、この事件には、農民側に道理があることは明らかであるといえよう。それを示す一例になろうが、筆者は、控訴審判決の直前1975年4月28日になされた決議⁽²⁷⁾の次の部分にそれが要約されていると思う。すなわち、「農民を含むこの四者協議会は、先ず宮古製糖との交渉再開を要求している。これが拒否されると、抗議郡民大会を開き、そして琉球政府主席・立法院に30数名の

陳情団を派遣したりした。それでも、宮古製糖が合併するための株主総会は、遂に強行されることとなった。四者協議会は、やむをえず総会々場前に待機していて、総会に出席し、その株主権を以て合併を阻止することになったのである。／この運動は、その要求と行動においても全く正しく、何らとがめられるべきものではない。事件は、宮古製糖の300人にも及ぶ警備隊と警官隊との、この運動に対する敵意に満ちた介入によって引き起こされたものであって、一審判決の騒擾罪は、明らかに宮古農民に対する弾圧である。この事件は、その性格から言って、一般刑事々件とは明確に区別されなければならない謀略的な農民弾圧事件である」(／は原文では改行)、とする論旨である。

もっとも、この農民の運動とそれへの弾圧のもたらしたものについて、若干距離を置いて叙述しているものもある。たとえば、市史の執筆者は、「逮捕し、騒乱罪を適用することで、農民の立ち上がりを封ずるという一方側の一定の効果はあり、四者協の一部には保身のため責めを全沖農にのみ押しつけようとする者もでたりしたが、そのために、農民活動家たちは、10年の長きにわたって被告の名をかぶされていたのである」⁽²⁸⁾としている。また、先に引いた『沖繩大百科事典』の項目でも、「この農民活動家の逮捕によって、農民運動は下火となった」⁽²⁹⁾と書かれている。権力側の目的がそこにあったことはいうまでもないが、その後の運動の展開を広い視野でつかむべきであると思われる。ただ、現在の筆者には、それについて深く検討する余裕がないことを遺憾とせざるをえない。

Ⅲ 騒乱罪適用の問題性

1 沖繩で最初の騒乱罪適用

宮古農民弾圧事件では、騒擾罪(現在「騒乱罪」)が沖繩でははじめて適用された(なお、「騒擾罪」は、1995年の刑法改正で呼称が「騒乱罪」となった。したがって、本事件に適用された当時は「騒擾罪」であったわけであるが、両者は内容上変わりはなく、本稿ではその区別にさほどの留意をせずに、双方を使用している)。

この騒乱罪は、「多衆」つまり集団構成員・参加者を一括して処罰の対象と

「宮古農民弾圧事件」と騒乱罪

することができることをはじめとして、適用する側にとってきわめて使いやすい立法形式となっているところから、権力が大衆運動を弾圧するための強力な武器となるものなのであるが、沖縄では、この事件に至るまで発動されることはなかった。主席指名阻止闘争や教公二法阻止闘争に代表される広範な県民の努力がそれを防いできたといえる。

それが、この時期に発動をみたのは、県民の運動が祖国復帰を目指す壮大な規模のものに発展し、労農共闘が成立する新しい段階に入り、それに対応する治安政策が必然的に要請されたがゆえである、とされる⁽³⁰⁾。この事件で警察がカービン銃を使用したのも、これに照応したものといえる。

2 騒乱罪の構造と危険性

「騒乱罪」についての刑法の規定は、次のとおりである：

- 第106条（騒乱） 多衆で集合して暴行又は脅迫した者は、騒乱の罪とし、次の区分に従って処断する。
- 一 首謀者は、1年以上10年以下の懲役又は禁錮に処する。
 - 二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。
 - 三 付和随行した者は、10万円以下の罰金に処する。

この騒乱罪規定の意味するところは、刑法学の標準的な教科書⁽³¹⁾によれば、ほぼ次のごとくである。

すなわち、「騒乱罪」は、多数の者が共同して暴行・脅迫をおこなうことにより、社会生活上の安全（ないし、公共の平穩・一地方の静謐）を脅かす犯罪である。複数人による共同行為を予定した必要的共犯の一種であり、しかも集団中で果たした役割に応じて法定刑が異なっている（なお、こうした規定の仕方は内乱罪（77条以下）と似ているが、内乱罪が「憲法の定める統治の基本秩序を壊乱する」目的を要件としているのに対して、騒乱罪はそうした要件がない）。

また、騒乱罪の特別罪として、破壊活動防止法40条1号、暴力行為等処罰ニ関スル法律1条、さらに各地方公共団体において制定されている公安条例に

も同様の罰則がある。東京都公安条例事件において、最高裁（1960年7月20日大法廷判決）は、〈集団行動が一瞬にして暴徒と化し、実力によって法と秩序を蹂躪する危険が存在していることは群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかである〉との、いわゆる「集団行動暴徒化論」の見解に立って、デモ行進参加の市民を有罪とした⁽³²⁾。これは、公安条例に騒乱罪同様の役割を負わせた悪しき事例である。

そして、騒乱罪は、戦後を見ても、平良事件（1949年）・吹田事件（1952年）・メーデー事件（1952年）・大須事件（1952年）〔以上、いわゆる「4大騒擾事件」〕や新宿騒乱事件（1963年）といった集団示威活動をはじめとして民衆の集団的な抵抗・抗議活動に適用されてきた。それらは、騒乱罪が憲法21条の保障する集会・結社その他表現の自由を制約・侵害する危険性を強く有していることを示している。したがって、刑法106条については、自由保障に適合的に、できる限り慎重に解釈・運用することが求められる。そこで従来から、通説・判例は、条文には明記されていないが、不特定多数人の生命・身体・財産を侵害する危険が生じた場合にのみ、本罪の成立を認めるとの見解を採っている⁽³³⁾。

すなわち、騒乱罪については、「多衆で集合して暴行又は脅迫をした」という明文の構成要件要素に加えて、公共の静謐という保護法益を阻害したことが、同罪成立の不文の要件とされるのである⁽³⁴⁾。そして、この「公共の静謐」は、公共の平和、平穏、安全、安寧、静穏、地方の静謐、社会生活上の安全などと同じ意味である⁽³⁵⁾。したがって、一地方の静謐を害しない程度の集団暴行脅迫では、騒乱罪は成立しないと考えられ、それが定着している。

——以上に照らして、2つの裁判所が騒乱罪をどのように判断したのかについて、項を替えて一瞥しておこう。

3 騒乱罪の解釈にかんする一審と控訴審の間の懸隔

1965年7月24日の農民の行動に騒乱罪を適用するか否かをめぐって、一審と控訴審とでは、大きな懸隔がある。両者の間に、民衆運動への観方に真逆の相違があることはいうまでもないが、それとともに、騒乱罪の成立要件としての前記「公共の静謐」についての理解に決定的な違いがあることが指摘されな

ければならないと思う。

すなわち、第一審が有罪の結論を導いたのは、次の論理によるものである。——「本件は多衆集合して暴行脅迫をした結果、琉映館前に出動した警察官に対し、投石等の行為が始まった午前10時50分頃より、出動警官隊全員を琉映館に閉じ込め警察官が同館を脱出した後、追跡して投石等をした暴徒と対峙して約50分後に集合していた暴徒がようやく解散して騒ぎが静まった午後6時頃までの間前記琉映館前通りおよび下里大通りを経て市場大通りから宮古警察署裏までの約200メートルの道路の一带の地域に亘り、公共の静謐を害し以て騒擾を行ったものである」という。

この論理で、最後に「公共の静謐」の判断が出てくるが、これは、多衆集合しての暴行・脅迫に付随して生じた結果とされ、独立の要件とはなっていない。すなわち、「静謐阻害の一状況」と題した項目の判示は、以下のものとどまっている：

——「本件現場にいた者の中にはまるで戦争だと思ったとか、戦場に参加した経験のある警察官もこのように恐怖を感じたことはなかったとか、付近の住民の中には騒ぎの激しさに一人坐って命がなくなるのではないかと心配していた者、写真をとられたということで投石を受け、気も転倒する位驚き戸を閉めてじっとしていたが怖くてたまらなかったという者、更に警察官が琉映館を脱出した後の付近の住民は、警察官が群衆に追われて逃げていくようでは治安維持ができないのではないかと不安に思った者、市街戦とはこんなものかと思った者、暴徒と対峙して石や瓶の投擲に対しカービン銃の発砲を聞いてそのまま家にいたら自分たちも乱暴されるかもしれないと心配した者、群衆の投げる石や瓶がどこから飛んでくるかわからず恐ろしいと感じた者があった」とする。これがすべてである。

たしかに、裁判例の中には、〈多衆が集合して暴行・脅迫をしたときは、その行為はそれ自体に当然地方の静謐を害する危険性が包蔵されているから、騒乱罪の成立に社会の治安を動揺させた事実の存在は必要ではない〉とするものもある（佐世保事件上告審判決・1953年5月21日）。しかし、騒乱罪が抽象的危険犯だとすると、多衆集合して暴行・脅迫をしたことだけを証明すれば、一地

方の社会的平穏が現実に害されていなくても騒乱罪が肯定され、あまりにも処罰範囲を拡大することになるので不当であり⁽³⁶⁾、具体的危険を要すると解するのが多数の立場である⁽³⁷⁾。

したがって、たんなる民心の不安とか騒がしきで処罰するのは、憲法の集会、表現の自由の保障を侵害する虞れがあり、罪刑法定主義の明確性の原則にも反する。その意味で、生命・身体・財産への危険に保護法益を限定するのが妥当であろう⁽³⁸⁾、とされるのである。

本件第一審判決は、先に引いたとおり、付近住民の不安感を——しかも、それが農民側の行動と警察官の行動のいずれによって惹起されたものであるかを明確にしないままで——拾い上げる仕方の叙述をするにとどまっている。しかも、農民集団を一貫して「暴徒」と断じている。ここからは人権保障と逆行する判断以外のものが出されようがないのである。

これにひきかえ、控訴審は、一地方の静謐（公共の平和）が阻害されたかをめぐって次のようにいう。——「〔農民側からの控訴趣意書の主張するところは、〕宮古琉映館付近および宮古警察署周辺における農民らの所為は一般住民を対象とする暴行、脅迫ではなく、しかも一般住民の生命、身体、財産に対し、危害を及ぼす恐れのある程度に達していなかったから、これにより一地方の静謐が現実に阻害されたとはいえないのであり、したがってこの点だけからみても、到底騒擾罪は成立しないことが明らかであるのに、同罪の成立を認めた原判決には、事実を誤認したか、法令の解釈適用を誤った違法があるというにあるものと解される。／ところで、騒擾罪が成立するためには、当該暴行、脅迫が一地方における公共の平和を害するに足りる程度に達すれば足りるのであり、これによって現実に公共の平和が侵害される結果を生じたことは必要ではないと解するのが相当である。そして、右の『一地方における公共の平和を害するに足りる程度』の暴行、脅迫があったかどうかは、当該暴行、脅迫の手段、方法、態様および対象のみならず、集合した人員の数、集合の時刻、場所、携行した凶器の有無、種類、集合の目的等、その際の具体的状況により判断しなければならない。／よって、本件記録を精査して審査した結果、当裁判所は本件について騒擾罪の成立を否定せざるを得ないとの結論に達した」とし

たのである。

そして、その理由として、控訴審裁判所は、事件の状況を、琉映館前における警察隊に対する投石等の攻撃の状況、警官隊が琉映館に入ってから同館を脱出するまでの状況、および、琉映館脱出後の警察官に対する攻撃の状況に分けて検討して次の判断を示す。——「農民らによる本件暴行、脅迫は、〔上記の各〕段階を通じて、警察官に対するかぎりでは相当激しく、また、琉映館もこれによって相当の損害を蒙ったことが認められる。そして、原判決挙示の各証人中には、本件の騒ぎについて、市街戦とはこんなものかと思ったとか〔等々を〕……供述しているものがあることは明らかであるが、前掲各認定事実に照らし、右証人らの証言を言葉どおりそのまま信用してよいかどうか疑わしいのみならず、原審が証人として取り調べた付近住民の大部分は、……農民らと同じ島内の居住者であって互に顔見知りの者が多いから、農民たちが付近住民の住宅を襲いまたは付近住民の生命、身体、財産に危害を加えるかもしれないとの不安を抱いてはいなかったと述べているのであり、……むしろ、付近住民の一部が本件の騒ぎについて恐怖を感じたのは、自己の生命、身体、財産に対して危害が加えられる恐れがあったからではなく、農民らが警察官に対して投石等の行為に及んだ事実を始めて目撃した驚きの念からであったものといわざるを得ない。すなわち、本件暴行、脅迫はいまだ一地方における公共の平和を害するに足りる程度には達していなかったものといえることができる。」というものである。

このようにして、控訴審判決は、騒乱罪における地方の静謐の阻害という要件を重視し、曇りのない法律家の目でもって、農民と付近住民の関係をつぶさに観察し、とりわけ両者の間に存在する信頼関係を、正当にも見出したものであるといえよう。

なお、この裁判では、筆者の検分の限りであるが、憲法論はそれ自体としては登場していない。人権保障に好意的な控訴審判決の場合も、例外ではない。それは、被告人（控訴人）側の主張の中にも明示的なものとしては見出せない。このことは、農民の製糖会社合併反対の本件闘争が、その本質において、まさに憲法上の抵抗権に支えられた21条の表現の自由によって保障された行動で

あったことからすれば、少々奇異の印象を受ける。しかしながら、それは、やはり、沖縄が1972年まで憲法を奪われていたことによってもたらされた事情なのであろう。厳密に言えば、控訴審判決は75年に出されたものであるから、日本国憲法が適用されてから3年後のものではあるが、それとて、この大きな事情に呑み込まれたのだと思わざるをえない。

沖縄戦開始の1945年から4半世紀余にわたって県民が人権保障の基本法をもたなかったこの事実の重さを、改めて感じさせられるのである。

むすびにかえて

——〈宮古人頭税廃止請願運動〉の教えるもの

以上で、この文字どおりの小稿を閉じる。ここでは、本件農民弾圧事件を法律的関心から描写しただけにとどまり、それに至る時期、そしてそれ以降の宮古史、とりわけその憲法史を描くことができず、今後の課題とせざるをえない。

なお、筆者は、前稿において、宮古における明治憲法期の請願運動を粗描したが、それにかけた民衆の努力は、本稿で主題とした弾圧とたたかう農民をも大きく励ましている⁽³⁹⁾。そして、それだけでなく、今日の沖縄全体における請願運動の指標となって活かされているのであるが、そのことについて、一言付加しておきたいと思う。

すなわち、とくに米軍基地起因の被害を強く受けている沖縄本島の地域、ここでは普天間基地を抱える宜野湾市をとりあげるが、近時、住民は、とりわけ軍用機やその部品の落下という不法行為にさいなまれている。そのため、米軍の横暴な行為を規制して住民の生命と人間の尊厳を確保すべく、平和な空をいかにして守るかが喫緊の課題となっている。住民と自治体は、抗議・嘆願や決議をたび重ねておこなっているが、米軍はこれを無視し続け、日本政府（直接の窓口としての沖縄防衛局）も「再発防止」の要請以上のことをする意思も能力も持ち合わせていない。そうしたところから、沖縄の住民と自治体自身が、米軍の不法行為を繰り返させないための手立てを講じることが今や不可欠となっ

「宮古農民弾圧事件」と騒乱罪

ている。そこで、自治体の立法形式の中で最強のものである条例形式を選択し、米軍の不法行為に対峙する住民保護条例を制定することが、今、おそらくはもっとも実効力のある手段であると考えに至った⁽⁴⁰⁾。「平和な空を守るための条例」である。その実現のために、宜野湾市民が市議会にこの趣旨の条例を制定するよう請願するという方法が採られている。

このような住民の請願により条例の制定を求める運動でしばしば想起されるのが、他ならぬ宮古島農民の請願運動である。宮古民衆の筆舌に尽くしがたい苦労と不屈の努力が、今も全沖縄民衆を励ましているのである。

註

- (1) 仲宗根将二「序説 戦後宮古の概観」平良市史編さん委員会（編集）『平良市史』第1巻通史編Ⅱ（戦後編）〔1981年・平良市役所発行〕〔同書は、以下、『市史1－Ⅱ』と略称して引用〕11頁。
- (2) 拙稿「宮古島人頭税廃止運動の成功とその背景——請願権の観点からの考察」本誌214号（2018年）99頁以下。
- (3) 那川路 朔〔詩〕「たたかう南の島」宮古農民弾圧事件を語る会（編集発行）『宮古農民弾圧事件50年・「騒乱罪」無罪判決40年 記念誌』（2015年）〔同書は、以下、『記念誌』と略称して引用〕105頁は、次のようにうたって、人頭税廃止運動と農民弾圧闘争をつないでいる：
薩摩藩に／首里の王府に／島役人の欲するままに／娘を人身御供にさし出した
／人頭税の手かせ足かせに苦しみぬいた／島人の五体を流れる三百年の血と汗の
ぬぐいようもないしたたり／長い三重苦の傷口に泣きぬれつつもなお／クリ船を
かって怒涛の如く島から島／村から村を伝えめぐり／明治政府を、藩閥県政をゆ
さぶり／人頭税の苦渋をうち砕き／島中をどよもした鏡原馬場の／大勝利のクイ
チャーを／一人びとりが／しっかと思ひ起こそう。（／は、原文では改行。）
- (4) 仲宗根・前掲註(1)3頁。
- (5) 全上3頁。
- (6) 全上8頁。
- (7) たとえば、拙稿「日本国憲法制定期における沖縄の位置——帝国議会の審議から」本誌200号（2014年）8頁。
- (8) 以上につき、砂川明芳「大衆運動と祖国復帰運動の高揚」『市史1－Ⅱ』143頁以下を参照した。

- (9) 友利恵勇「民衆運動に関する資料・解題」平良市史編さん委員会（編集）『平良市史』第6巻 資料編4（戦後資料集成）（1985年・平良市教育委員会発行）〔同書は、以下、『市史6-4』として引用〕810頁。なお、佐渡山正吉「宮古島城水道企業団」沖繩大百科事典刊行事務局（編集）『沖繩大百科事典』下巻（1983年・沖繩タイムス社）〔同書は、以下、『沖繩大百科事典』として引用〕592頁参照。
- (10) 砂川・前掲註(8)150頁以下。
- (11) 全上167頁以下。
- (12) この項につき、参照、友利・前掲註(9)811頁。
- (13) 砂川・前掲註(8)161頁以下。
- (14) 友利定雄「宮古農民騒動」『沖繩大百科事典』下巻600～601頁。
- (15) 「7.24宮古農民弾圧事件」を語る会「宮古農民弾圧事件50年（声明）：『騒乱罪』無罪判決40年を語り継ごう」（2015年7月24日）『記念誌』6～7頁。
- (16) 深沢栄一郎「宮古農民弾圧事件とその闘い」（1976年）『記念誌』13～14頁。
- (17) 与那覇博敏「農民弾圧事件と真喜屋証言」（1979年1月1日）『記念誌』76頁。
- (18) 仲宗根将二「農民弾圧事件50年：『騒乱罪』無罪判決40年」（2015年7月15日）『記念誌』81頁。
- (19) 深沢・前掲註(16)15～16頁。
- (20) この項につき参照、仲宗根将二「『宮古農民弾圧事件を語る』記念誌発刊に寄せて」『記念誌』3頁。
- (21) 長濱幸男「あとがき」（2015年12月）『記念誌』176頁。
- (22) 与那覇・前掲註(17)76頁。
- (23) 平山基生「宮古農民決起から20年（下）——島ぐるみ復帰運動への発火点」（1985年8月23日）『記念誌』80頁。
- (24) 友利恵勇・前掲註(9)810頁。
- (25) 宮古農民弾圧裁判勝利報告大集会「宮古農民弾圧事件の全員騒擾無罪を確認し上告断念を要求する決議」（1975年5月21日）『記念誌』71頁。
- (26) 宮古農民弾圧事件被告団・同弁護団「『農民弾圧事件』無罪確定への被告団、弁護団声明」（1975年5月23日）『記念誌』74頁。
- (27) 宮古農民弾圧事件対策協議会結成大会「騒擾罪を言い渡した原判決を破棄し、宮古農民の無罪を要求する決議」（1975年4月28日）『記念誌』67頁。
- (28) 砂川・前掲註(8)167頁。
- (29) 友利定雄・前掲註(14)601頁。
- (30) 宮古農民事件弁護団「最終弁論」（1970年7月24日）『記念誌』42頁。
- (31) 主として、佐久間 修『刑法各論〔第2版〕』（成文堂・2012年）269頁以下に、併せて、大塚 仁『刑法概説（各論）〔第3版増補版〕』（有斐閣・2005年）359頁以下

「宮古農民弾圧事件」と騒乱罪

に拠った。

- (32) 植村勝慶「公安条例と集団示威運動——東京都公安条例事件」別冊ジュリスト『憲法判例百選〔第5版〕』（有斐閣・2007年）181頁。
- (33) 佐久間・前掲註(31)269頁。
- (34) 松村 格「騒乱罪の成立要件——新宿騒乱事件」別冊ジュリスト『刑法判例百選 II 各論〔第6版〕』（有斐閣・2008年）164～165頁。
- (35) 阪村幸男「騒擾罪における公共の静穏の阻害」ジュリスト増刊『刑法の争点（増補）』（有斐閣・1984年）163頁。
- (36) 松村・前掲註(34)165頁。
- (37) 大塚・前掲註(31)362頁。
- (38) 阪村・前掲註(35)163頁。
- (39) 前掲註(3)那川路 朔の詩「たたかう南の島」を参照。
- (40) こうした考えの原型をなすものとして、さしあたり、拙稿「沖縄における地方自治体の住民保護条例制定の課題（試論）」本誌210号（2017年）65頁以下への参照を請う。

後記 宮古の戦後民衆運動史に黄金の釘を一つ打ったこの農民闘争についても、筆者は、前稿でテーマとした、宮古農民の人頭税廃止請願運動についてと同様、仲宗根将二、長濱幸男両先生からお教をいただいた。本稿が依拠した資料は、ほとんどが『記念誌』所収のものであるが、同書も、ご惠贈を受けたものである。ここに改めて深く感謝したいと思う。

(2018年4月2日 脱稿)